

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて

平成24年10月
平成27年10月一部改正
平成28年8月一部改正
平成30年5月一部改正
令和元年6月一部改正

青森市介護保険課

1 特定事業所集中減算とは

平成18年4月の介護保険制度改正において、居宅介護支援事業所の中立・公平性の確保を徹底させることを目的に新たに創設されたものです。

各居宅介護支援事業所において前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下、「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供されたものの占める割合が80%を超えている場合、1月につき200単位が所定単位数から減算されます。

2 判定期間と減算適用期間

毎年度2回、以下の判定期間において作成した居宅サービス計画を対象とし、次の「3 判定方法」に基づき算定した結果、減算の要件に該当した場合は、以下の減算適用期間中の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位の減算が適用されます。

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日まで	判定期間後の10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日まで	判定期間後の4月1日から9月30日まで

3 判定方法

- (1) 判定期間中に作成した居宅サービス計画数の総数を算出。
- (2) (1)のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出。
- (3) 訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画について、サービス提供事業所として最も多く居宅サービス計画に位置付けた事業所を、その事業所を運営する開設法人別に件数をカウント。
- (4) (3)の結果、訪問介護サービス等のそれぞれにおいて最も紹介件数の多かった法人を特定。
- (5) (4)で特定した法人について、その紹介率を算出 $\{(3) \div (2) \times 100\}$ した結果、訪問介護サービス等の中でいずれか1つでも、紹介率が80%を超えた法人があった場合は減算適用となる。

4 判定様式及び提出期限

- (1)別添様式② 「紹介率最高法人算出シート」
 - ・上記3(1)～(4)までを算出するための参考様式。(市への提出は不要)
 - ・記載欄不足の場合など必要に応じて加除修正して差し支えない。また、紹介件数が一番多い法人を特定するための算出内訳が分かるものであれば、必ずしもこの様式にこだわるこ

となく、事業所で作成した任意様式でもよい。

- 市への提出は不要だが、減算適用の有無の根拠となる資料となるため、様式②又は事業所の任意様式にて必ず作成しておくこと。
- 様式②の参考様式を用いる場合は、記載方法・算定方法について留意事項及び作成例を必ず参照のこと。

(2)別添様式① 「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に係る届出書」

- 様式②「紹介率最高法人算出シート」又は事業所の任意様式を用いて算出した結果に基づいて作成し、紹介件数が最も多かった法人について記載し、紹介率を算出すること。
- 訪問介護サービス等のいずれか1つでも紹介率80%を超えていれば、様式①を市へ2部提出すること。(内容審査後1部に受理印を押印し返送します)

(3)別添様式③ 「居宅介護支援事業における特定事業所集中減算に該当しない旨の届出書」

- 訪問介護サービス等でいずれも紹介率80%を超えなかった場合は、様式③を市へ1部提出すること。(この場合、様式①の市への提出は不要)

<提出期限>

	判定期間	市への提出期限
前期	3月1日から8月末日まで	判定期間後の9月15日
後期	9月1日から2月末日まで	判定期間後の3月15日

5 紹介率が80%を超えた場合の「正当な理由」について

以下(1)～(5)のいずれかに該当する場合は「正当な理由」があるものとして減算対象外とします。

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（運営規定に定める通常の事業の実施地域）における、訪問介護サービス等の数が、それぞれサービスごとにみた場合に5事業所未満である場合。

→様式①の理由欄に、理由と通常の実施地域内における訪問介護サービス等の事業所数を記載すること。なお、以下の例に留意のこと。

<例：訪問介護、通所介護ともに紹介率80%超の居宅介護支援事業所の例>

※通常の実施地域内に、訪問介護は4事業所、通所介護は10事業所ある場合、訪問介護としては正当な理由があると認められるが、通所介護では理由なしと判断されるため、結果的には居宅介護支援事業所として減算適用となる。

- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。

- (3) 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数（別添様式①の「平均」欄）が20件以下の場合。

- (4) 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれの対象サービスが位置付けられた計画の件数が1月あたり平均10件以下の場合。

(例：計画の件数が1月あたり平均9件の場合、9件すべて同一事業者であっても正当な理由の範囲内とする。)

(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により、特定の事業者に集中していると認められる場合。

→この場合、以下の①又は②の要件を満たしている場合のみ、正当な理由に該当すると認めます。単に利用者がその事業所を希望したから、というだけでは正当な理由に該当するとは認められません。

- ① 紹介率最高法人が「青森県介護サービス事業所認証評価制度」による認証事業所である場合。
- ② 居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報（実施地域内の事業所個々のサービス内容が比較できる資料等）を提示した上で、その情報に基づいて利用者が実施地域内の事業所についてそれぞれ比較検討し、この項目についてサービスの質が高いと評価した上で特定の事業所を選択するに至った場合。

6 「正当な理由」がある場合の提出書類等について

- ・5の理由(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、様式①の理由欄に、「正当な理由」を記載すること。ただし、5の理由(5)の②に該当する場合は以下の書類も添付すること。

＜添付書類＞

居宅介護支援事業所が公平・中立の立場で、利用者が事業所を選択するために必要な情報を適切に提供しているかどうかを立証する資料

〔例：実施地域内にある居宅サービス事業所のサービス内容や利用料金が比較できる資料等
(単に事業所名・所在地・連絡先だけを記載した一覧表では不可)〕

※市で提出書類を審査し、その理由が「正当な理由」に該当するかどうか個別に判断します。
なお、「正当な理由」の判断において必要がある場合には、ヒアリングを行うこともあります。

- ・5の理由(5)の②に該当する場合、上記添付書類のほか、以下の書類を整備しておくこと。
(市への提出は不要)

① サービスの質が高いと評価する理由は個々の利用者により異なると考えられるので、個々の利用者から、その事業所を選択するに至った理由を記載した理由書を徴しておくこと。

- ・様式は任意だが、利用者個々の選択の理由が記載され、利用者の署名・押印がある書面とすること。
- ・理由は利用者個々によって異なるものであり、一律的・機械的に記載された理由書の場合、利用者から適正に理由書を徴したとは認められない。

② 実施地域内の居宅サービス事業所の情報について、介護サービス情報公表システムや市町村等からの提供情報などの他に、居宅介護支援事業所において各事業所のサービス内容やサービスの質が高いことについて個別に情報収集している場合、その内容を明らかにした書面・資料等。

7 その他留意事項

- ・当該届出に関する書類等は、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存すること。